

令和2年度 決算概要

令和2年度の一般会計は、歳入歳出差引額が24億9,588万円となりました。なお、翌年度に繰り越すべき財源の1億7,582万円を差し引くと、実質収支額は23億2,006万円となりました。

★財政課☎25-1163

市民一人当たり換算すると

市民一人に使われたお金 **49万2,797円**
 市民一人が負担した市税 **14万9,447円**

市民一人当たりの基金（貯金） 20万 993円
 市民一人当たりの市債（借金） 50万9,963円
 （令和3年4月1日現在の人口77,793人で計算）

項目	内容	金額
民生費	高齢者や児童、障害者等の福祉の推進など	15万4,654円
総務費	住民窓口、課税徴収、交通安全など	15万1,332円
教育費	学校教育の充実、文化・スポーツの推進など	5万4,751円
公債費	市が借りたお金の返済金	3万9,503円
土木費	道路や公園などの公共施設の整備など	2万9,340円
衛生費	健康増進やごみ処理費など	2万1,062円
消防費	消防や防災対策など	1万6,661円
農林水産業費	農業の振興など	6,925円
その他	議会費、商工業の振興など	1万8,569円

03 特別会計

特別会計は、特定の事業を行うために、一般会計と区分して経理される会計です。

会計名	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
国民健康保険	80億3,497万円	78億6,103万円	1億7,394万円
住宅資金貸付事業	273万円	255万円	18万円
介護保険	63億 912万円	62億2,376万円	8,536万円
後期高齢者医療	8億4,785万円	8億4,747万円	38万円

04 公営企業会計

●水道事業

区分	収入決算額	支出決算額	収入支出差引額
収益的収支	16億1,853万円	14億 988万円	2億 865万円
資本的収支	3,989万円	6億5,283万円	△6億1,294万円

※収入決算額及び支出決算額に仮受消費税及び仮払消費税を含みます。
 ※繰越事業の充当財源等の影響を考慮した資本的収支不足額は6億2,543万円であり、内部留保資金等で補填しました。

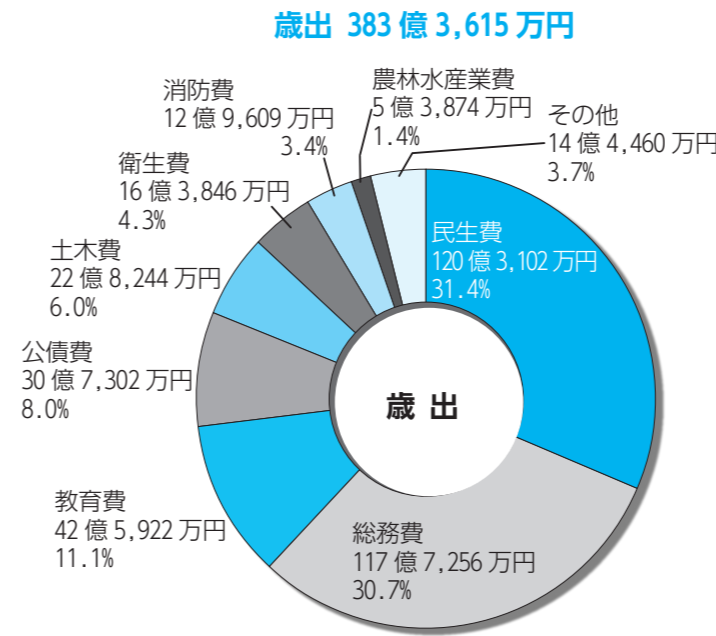
●下水道事業

区分	収入決算額	支出決算額	収入支出差引額
収益的収支	19億4,740万円	17億7,874万円	1億6,866万円
資本的収支	11億3,319万円	13億3,456万円	△2億 137万円

※収入決算額及び支出決算額に仮受消費税及び仮払消費税を含みます。
 ※繰越事業の充当財源等の影響を考慮した資本的収支不足額は5億5,367万円であり、内部留保資金等で補填しました。

02 一般会計 歳出

歳出は、特別定額給付金給付事業等の新型コロナウイルス感染症関連事業の増加により、総額は前年度と比較して106億1,303万円（38.3%）増の383億3,615万円となりました。

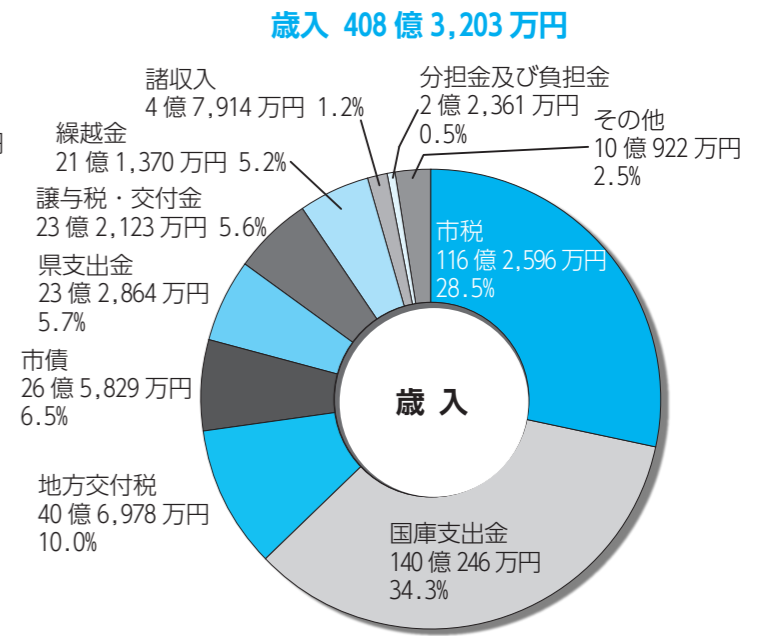


01 一般会計 歳入

歳入は、新型コロナウイルス感染症関連の国庫支出金等が増加したことにより、総額は前年度と比較して109億9,521万円（36.9%）増の408億3,203万円となりました。

【市税の内訳】

固定資産税	52億3,076万円
市民税	48億6,224万円
都市計画税	7億 310万円
市たばこ税	5億7,743万円
軽自動車税	2億5,243万円



◎市債残高の状況（令和2年度末）

一般会計	282億1,943万円
土木債	33億4,373万円
教育債	64億7,273万円
総務債	18億7,424万円
消防債	5億7,038万円
民生債	1億6,369万円
農林水産業債	1億6,084万円
その他	156億3,382万円
臨時財政対策債※など	
住宅資金貸付事業特別会計	0万円
水道事業会計	26億 491万円
下水道事業会計	88億4,722万円
合計	396億7,156万円

※臨時財政対策債とは、国の地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、普通交付税の代替措置として地方がその財源不足を補てんするために特例的に認められた地方債です。

◎市有財産の状況（令和2年度末）

公有財産	土地	1,934,928㎡
	建物	222,217㎡
	有価証券（テレビ埼玉株券ほか）	1,650万円
	出資による権利	12億1,526万円
基金		156億3,584万円
	うち財政調整基金	41億5,499万円
債権	入学準備金貸付金等	40万円

指標名	本庄市の指標	早期健全化基準	財政再生基準※
①実質赤字比率	黒字	12.62%	20%
②連結実質赤字比率	黒字	17.62%	30%
③実質公債費比率	3.7%	25%	35%
④将来負担比率	-	350%	

※本庄市の指標が財政再生基準を上回ると、国などの関与で財政の立て直しを図ることになります。

会計名	⑤資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	黒字	20%
下水道事業会計		

を圧迫する可能性が高いこととなります。算定の結果は、将来負担額より基金などの充当可能財源等が多く、比率が算定されないため「-」と表示しています。

⑤ **資金不足比率** 公営企業会計に属する水道事業会計と下水道事業会計における資金の不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。算定の結果、すべての会計で黒字となっています。

財政健全化指標

本市の健全化判断比率、資金不足比率は左表のとおりで、「早期健全化基準」や「財政再生基準※」には該当しません。公営企業も黒字のため、資金不足比率はありません。

● **健全化判断比率等の概要**

① **実質赤字比率** 一般会計等の実質的な赤字額が標準的な収入（標準財政規模）に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。算定の結果、黒字となっています。

② **連結実質赤字比率** 全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入（標準財政規模）に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。算定の結果、黒字となっています。

③ **実質公債費比率** 一般会計等が負担する市全体の公債費及びこれに準ずる経費が、標準的な収入（標準財政規模）に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。算定の結果は37%で、前年度から横ばいとなっています。

④ **将来負担比率** 一般会計等が将来負担すべき、市全体の実質的な負債が、標準的な収入（標準財政規模）に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。この数値が大きくなると、将来の市財政